

日本国憲法第9条を永遠に

第二章 戦争の放棄

第九条 戦争放棄、軍備及び交戦権の否認

一 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

れを認めない。

61回目の憲法記念日

第2次世界大戦の悲惨な経験から「二度と戦争はしない」と誓い、日本国憲法が誕生しました。国民主権、基本的人権の尊重、戦争の放棄を柱とする日本国憲法は、人類の普遍的原理として、戦後の復興と世界の平和、国民の幸せを後押ししてきました。

今、この憲法を変えようとする動きが強まっています。自民党が作った新憲法草案は、「戦争の放棄」の宣言をなくし、戦力不保持、交戦権の否認を定めた第9条を全面削除、「自衛軍を保持」し「国際社会の平和と安全の確保」を名目に海外での武力行使を可能にする内容です。アメリカに追随し、戦争できる国に大転換することを狙うものです。昨年5月には、改憲手続きのための「国民投票法」が強行成立しています。

「還暦」を超えた憲法ですが、色褪せているでしょうか。いえいえ、平和憲法は世界の規範であり、光り輝いています。

9条堅持が国民の意思

「新しい権利を盛り込む憲法改正はあってもいいけれど、9条は守るべき」…こんな国民の意思がはっきりとしています。世論調査では、戦争放棄と戦力不保持を規定した9条について、「改正する必要はない」が「改正必要」を大きく上回っているのです。

福田首相は、国民の声に耳を傾けるべきです。私たち国民は、「戦争のできる国・日本」を望んでいません。争いごとは武力で解決するのではなく、粘り強い平和外交で解決することを望んでいます。

長野県憲法擁護連合



自衛隊のイラク派遣に違憲判決 自衛隊は即時撤退を

■画期的な名古屋高裁の違憲判決

4月17日、自衛隊のイラク派遣に反対する3,000人余りの市民が提訴した、自衛隊のイラク派遣の差し止めと違憲確認を求めた裁判において、名古屋高等裁判所(青山邦夫裁判長)は、イラク派遣の航空自衛隊がイラクで行っている空輸活動の一部を憲法違反とする判決をくだしました。

判決は、違憲確認請求および派遣差し止めの請求が、訴えの適法性がないと退けられている点に関して不満が残るものの、損害賠償請求に関しては、請求そのものは却下されましたが「控訴人らの切実な思いには、平和憲法下の日本国民として共感すべき部分が多く含まれ、決して政治的敗者の個人的な憤慨、不快感または挫折感にすぎないなどと評価されるべきものではない」として、平和憲法の中での国民感情に積極的な理解を示しました。その上で、判決は、自衛隊のイラク派遣の違憲性について明確に判断しました。

■バグダットは「戦闘地域」…武力行使と一体

この判決は、国民の一般的感情に基づくもので、多くの人々に納得・支持されるものです。

自衛隊のイラク派遣については、国会論争においてもイラクが非戦闘地域なのかどうか、兵員の輸送という兵站活動が武力の行使にあたらぬのかどうか問題とされました。判決は、航空自衛隊が活動するバグダットを、イラク特措法にいう「戦闘地域」に該当すると明確に指摘し、戦闘員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を輸送することは、他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ないと明確な判断を下しました。

政府が「非戦闘地域」にあるとして、一切明かさないう航空自衛隊が置かれている極めて危険な状況を、様々な角度から検討し「命がけの空輸活動」である実態を明らかにした判決文は、イラクの現状を一顧だにせず法理論だけで原告敗訴とした地裁判決文とは明確に異なります。

■福田首相は司法判断に従い、即時撤退を

この判決に対して福田首相は「国の判断が正しいというのが結論だ」との根拠のない解釈で、活動の継続を強調しています。しかし、名古屋高裁判決は、イラクでの航空自衛隊の活動を異論の挟む余地なく違憲と断罪しています。日教組の教研集会において、地裁・高裁の命令に従わず会場使用を最後まで拒んだプリンスホテルの態度と同様に、立法府が裁判所の判断に従わず無視することは許されません。

■武力で平和はつukれない

厳しい戦闘状態にあるイラクを「非戦闘地域」と言い張り、兵站活動は戦闘行為ではないと言い張った政府は、その判断の誤りを認め直ちに航空自衛隊をイラクから撤退させるべきです。

武力で平和はつukれません。私たちは、日本国憲法の平和主義に基づき自衛隊のイラク派遣を打ち切り、武力を持たない国際貢献の推進に日本政府が踏み出すことを強く求めます。

格差社会をただし、暮らしを生存権を守ろう

憲法はもちろん9条だけではありません。

憲法25条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定。私たちの暮らしの拠り所です。

長野県憲法擁護連合 [県護憲連合]

長野市県町593-11 社会文化会館
電話026(235)2727
FAX026(234)6035